

公益財団法人信託資本財団 理事会 運営規程

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人信託資本財団（以下「当財団」という。）の定款第53条に基づき、理事会の運営に関して必要な事項を定める。

(構成等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(種類及び開催)

第3条 理事会の種類は、定款第45条に定めるところに従う。

(招集手続)

第4条 理事会の招集者及び招集手続は、定款第46条に定めるところに従う。

(議長)

第5条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席したとき、理事長が欠けたとき又は理事全員改選後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(定足数)

第6条 理事会の定足数は、定款48条に定めるところに従う。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(報告・説明)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事並びに議題又は議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において説明を求められた者は、必要に応じて事務局職員等の補助者

に説明をさせることができる。

(動議)

第9条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

(採決)

第10条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 通常の理事会の議事録には、下記に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における出席の方法
- (3) 法令、定款、又は本規則により理事長以外の者から招集された場合はその旨
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- (6) 定款第41条2項による理事の報告
- (7) 定款第37条3号、同4号による監事の報告又は意見
- (8) 理事会に出席した者の氏名
- (9) 議長の氏名

3 定款第50条のみなし理事会の議事録には、下記に掲げる事項を記載又は記録する。

- (1) 理事会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 上記(1)の事項を提案した理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があったとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 定款第51条の報告省略があった場合には、下記に掲げる事項を議事録に記載する。
- (1) 理事会へ報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成にかかる職務を行った理事の氏名

(理事会の決議事項)

第12条

理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ア この法人の業務執行の決定
- イ 代表理事並びに執行理事の選定・解職
- ウ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- エ 重要な財産の処分及び譲受
- オ 多額の借入
- カ 重要な使用人の選任・解任
- サ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- シ 内部管理体制の整備
- ス 定款第41条に規定する理事の取引の承認
- セ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ソ 事業報告及び計算書類の承認
- タ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ア 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ① 会員に関する規程
 - ② 理事会運営規則
 - ③ 評議員選定委員会運営についての細則
 - ④ 理事の職務権限規程
 - ⑤ 財産管理運用規程
 - ⑥ 経理規程
 - ⑦ 情報公開規程
 - ⑨ 個人情報保護に関する必要な事項
 - ⑩ その他必要な事項にかかる規程
 - イ 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定・解職
 - ウ 基本財産の維持、管理及び処分の決定
 - エ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定
 - オ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
- ア 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - イ 重要な事業その他にかかる争訟の処理
 - ウ その他理事会が必要と認める事項

(決議)

第13条 理事会の決議は、定款第49条に定めるとおりとする。定款に規定する「議決に

加わることのできる理事」とは、当該決議に特別の利害関係を有しない理事をいう。

(理事の取引の承認)

第14条 理事が定款第41条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(事務局)

第15条 理事会の事務は、事務局がこれを行う。

(改廃)

第16条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規則は、平成27年9月30日から施行する。

本規則は、令和元年9月30日から改訂施行する。